

公益財団法人医療機器センター役員評議員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人医療機器センター（以下、「本財団」という。）の定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員等及び評議員に支払われる報酬等並びに費用に関し必要な事項を定め、もって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、本財団での勤務が、週5日以上である者をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、常勤理事以外の役員等をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の役員等としての職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。ただし、次号に規定する費用を含まない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本財団は、常勤理事、非常勤役員及び評議員には勤務の態様に応じ報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事に対する報酬は、常勤役員俸給表（別表1）に基づき、月額をもって毎月の定まった日に支払うものとする。
- 3 非常勤役員等に対する報酬は、非常勤役員等報酬額表（別表2）に基づき、勤務の態様に応じて、月額又は必要の都度支払う。
また、非常勤役員等のうち、監事に対する報酬は監事報酬額表（別表3）に基づき、必要の都度支払う。
- 4 常勤理事には、役員賞与を支給することが出来る。
- 5 常勤理事の退職に当たっては、当該理事の任期に応じて退職金を支給する。
- 6 在職中に特に功労のあった役員の退職に当たっては、評議員会の承認により退職慰労金を支給することができる。ただし、退職慰労金は百万円以内とする。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤理事の報酬額は、常勤役員俸給表（別表1）のとおりとし、各々の理事の俸給表の適用は理事会の承認を経て理事長が定める。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、非常勤役員等報酬額表（別表2）のとおりとし、監事に対する報酬は、監事報酬額表（別表3）のとおりとする。
- 3 常勤理事に対する役員賞与は常勤役員賞与基準（別表4）のとおりとする。
- 4 常勤理事に対する退職金は、役員退職金支給基準（別表5）により算出される額とする。
- 5 退職金及び退職慰労金は、役員として円満に勤務し、かつ、任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

第5条 月額をもって毎月の定まった日に支払う報酬の支給日、支給方法等の詳細は職員給与規定に準ずる。

（通勤費その他の費用）

- 第6条 役員等には、その通勤の実態に応じ、旅費規定に基づき旅費・交通費を支給する。
この場合、常勤理事には、通勤に要する交通費として、職員給与規程に定めるところにより通勤手当を支給するものとする。
- 2 役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、役員等からの請求に基づきその実際に要した費用を支払うものとする。なお、前払いを要するものについては概算払いにより支払うことが出来る。

（公表）

第7条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成28年7月1日から適用する。

(別表1) 常勤役員俸給表

号俸	本 俸 (円)
1	672,000
2	701,000
3	729,000
4	757,000
5	785,000
6	813,000
7	841,000
8	869,000

(別表2) 非常勤役員等報酬額表

会 長 500,000円/月以内
理 事 長 800,000円/月以内
専務理事 500,000円/月以内
常務理事 500,000円/月以内
なお、勤務形態に応じて理事会の承認を 経て定める
その他（上記該当者を除く。）
理事会、評議員会への出席については、 1回につき手取り10,000円

(別表3) 監事報酬額表

監 査	1回につき手取り 10,000円
理事会、評議員会への出席	1回につき手取り 10,000円

(別表4) 常勤役員賞与基準

支給月	支給額
6月	本俸の195/100
12月	本俸の220/100

(別表5) 役員退職金支給基準

本俸の額に次に定める率を乗じて得た額とする

在職期間	本俸に乗ずる率
勤続1年以上3年までの期間	1年につき 100/100
勤続3年以上5年までの期間	1年につき 120/100
勤続5年を超える期間	1年につき 130/100